

届出添付書類チェックリスト

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（以下、「体制省令」という。）

【かかりつけ薬局の基本的機能】

項 目	☑欄	注意事項	保健所 ☑欄	備考
1 省令手順書（体制省令第1条第2項第3号の規定）の写し		<p>◆①～⑬の全項目が省令手順書に盛り込まれていること。</p> <p>◆施行通知や手順書例示をそのまま使用するのではなく、<u>当該薬局の業務実態に応じた手順書とすること。</u></p> <p>◆手順書内に様式などを綴じ込むこと。</p> <p>◆様式などは手順書内で紐付けを行うこと。</p>		
① 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。				
② 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。				
③ 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。				
④ 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。				
⑤ 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。				
⑥ 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。				
⑦ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。				
⑧ お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調変化等の記録、自身で購入した薬の記入等）				
⑨ お薬手帳を複数冊所有する者に対し、利用者の意向を確認した上でお薬手帳の集約に努めること。				
⑩ 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。				
⑪ 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。				

⑫	医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。				
⑬	上記の③～⑥、⑩～⑫の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。				
2	当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表		◆患者がかかりつけ薬剤師の勤務状況を容易に把握できる勤務表であること。		
3	お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料		◆お薬手帳の意義、役割等については、「 <u>お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）</u> 」を参照すること。		
4	かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料				
5	当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書		◆24時間直接相談できる連絡先以外に、緊急時の注意事項（近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む）等も含む。		
6	直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類		◆直近1年とは、変更届書の提出年月日から過去1年以内とする。		
7	医療機関に対して情報提供する際の文書様式				

【健康サポート機能】

項目	☑欄	注意事項	保健所 ☑欄	備考
1 健康サポート業務手順書の写し		◆ <u>当該薬局の業務実態を踏まえた</u> 手順書とすること。		
① 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ				

	医療機関への受診勧奨を行うこと。				
②	健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。		◆省令手順書に記載しても可。		
③	健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。				
④	上記①～③に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。				
⑤	以下のような場合には受診勧奨すること。				
i	医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。				
ii	かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。				
iii	定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。				
iv	状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。				
v	要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。				
⑥	要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。				
2	以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト		◆ <u>あらかじめ</u> 薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し <u>了解を得ること。</u> その際、 <u>了解を得た記録を残しておくこと。</u> なお、地域の職能団体を		
①	地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。				

②	医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。		通じて了解を得るなど、 医療機関、その他の連携機関の負担も考慮すること。		
3	以下の内容を記載できる紹介文書		◆連携機関に対する紹介文書。		
①	紹介先に関する情報				
②	紹介元の薬局・薬剤師に関する情報				
③	紹介文書を記載した年月日				
④	薬局利用者に関する情報				
⑤	相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報				
⑥	薬剤師から見た紹介理由				
⑦	その他特筆すべき事項				
4	地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料		◆取組例は「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知のp.12㉞ア」を参照すること。 ◆聴講は不可。		
①	事業の概要				
②	参加人数				
③	場所				
④	日時				
④	当該薬局の薬剤師の参加内容				
5	有効な健康サポート薬局に係る研修の研修終了証及び勤務体制が確認できる資料		◆管轄保健所へ 原本を提示 し、原本照合を受けること。 ◆公益社団法人日本薬剤師研修センターの発行した 仮終了証の添付でも可 。 ただし、仮終了証は研修終了証の交付があったとき又は 発行から3カ月が経過したときは無効 。		
①	研修終了証の写し				
②	研修終了薬剤師の勤務体制が確認できる資料				
6	個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料		◆パーティション等で区切るなどの対応をしていること。		
7	薬局の外側に掲示予定のもので、以下の内容が含まれるものが確認できる資料		◆「厚生労働省基準適合」を併せて表示しても		

①	健康サポート薬局である旨		差し支えない。		
②	要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨				
8	薬局の中で掲示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料		◆日々の健康相談などの具体的な取組内容とその実施日等。		
9	要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト		◆原則、基本的な薬効群とすること。 ※基本的な薬効群：「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別紙2」に示す48薬効群 ◆薬局利用者が自ら選択でき、基本的な薬効群が網羅されていること。 ◆基本的な薬効群以外の薬効群の医薬品については記載しなくても良いこと。		
10	衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト				
11	開店している営業日、開店時間を記載した文書		◆平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましい。		
①	地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局していること。				
②	土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。				
12	要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料		◆対応内容は、受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。 ◆当該記録は3年間保存すること。		
13	積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料		◆単に相談を応需するだけでなく、積極的な健康サポートの取組を実施していること。		
①	取組の概要				
②	参加人数				

③	場所				
④	日時		<p>◆取組例は「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知p.16(8)②ア」を参照すること。</p> <p>◆取組は、月1回程度実施していることが望ましい。</p> <p>◆当該薬局内だけでなく、薬局以外の場所での取組も推奨される。</p>		
14	当該薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）		<p>◆取組例は「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知p.16(8)③ア」を参照すること。</p>		
15	国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料		<p>◆当該薬局内でポスターの掲示、パンフレットの配布をおこなっていることが分かる写真等を添付すること。</p>		